

- 営繕工事の生産性向上に向けて、**現場への指示等※1**を適時に行えるよう、**工事の各工程における関係者間調整※2**を円滑化するために発注者として実施する事項を取りまとめた。
- **工事受注者等の業務平準化のため、余裕期間制度を更に積極的に活用**する(工事着手前に関係者間調整の準備が可能)。

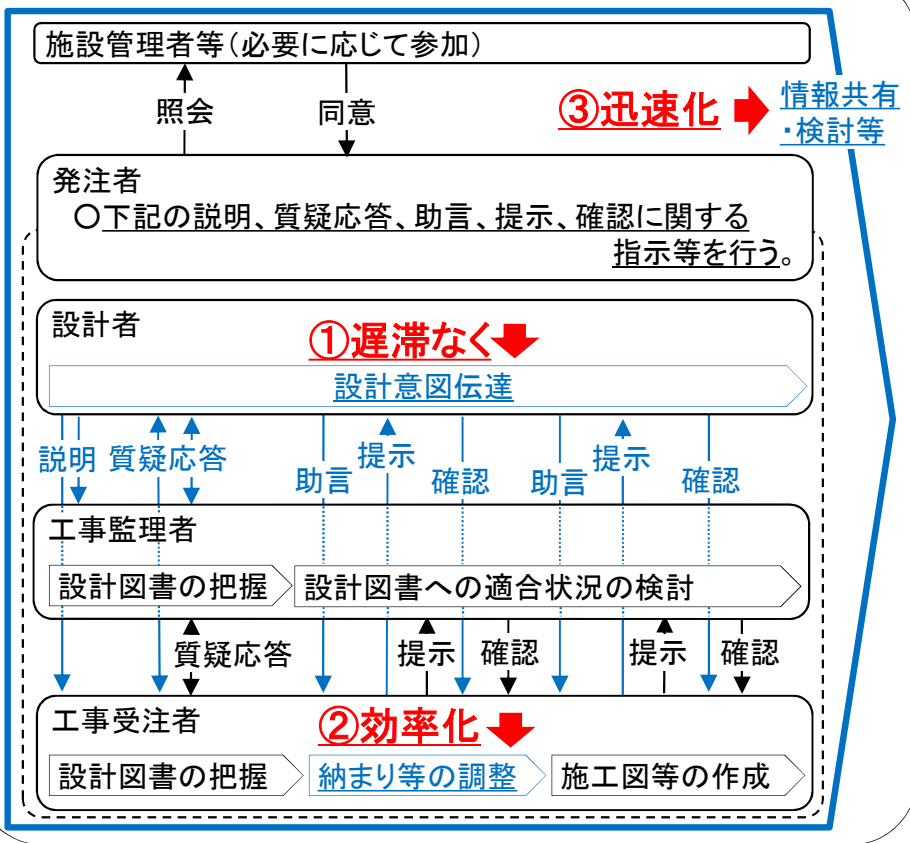
※1: 施工者に対する発注者の指示または承諾、※2: 発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

## ■ 円滑化のための実施事項 ■

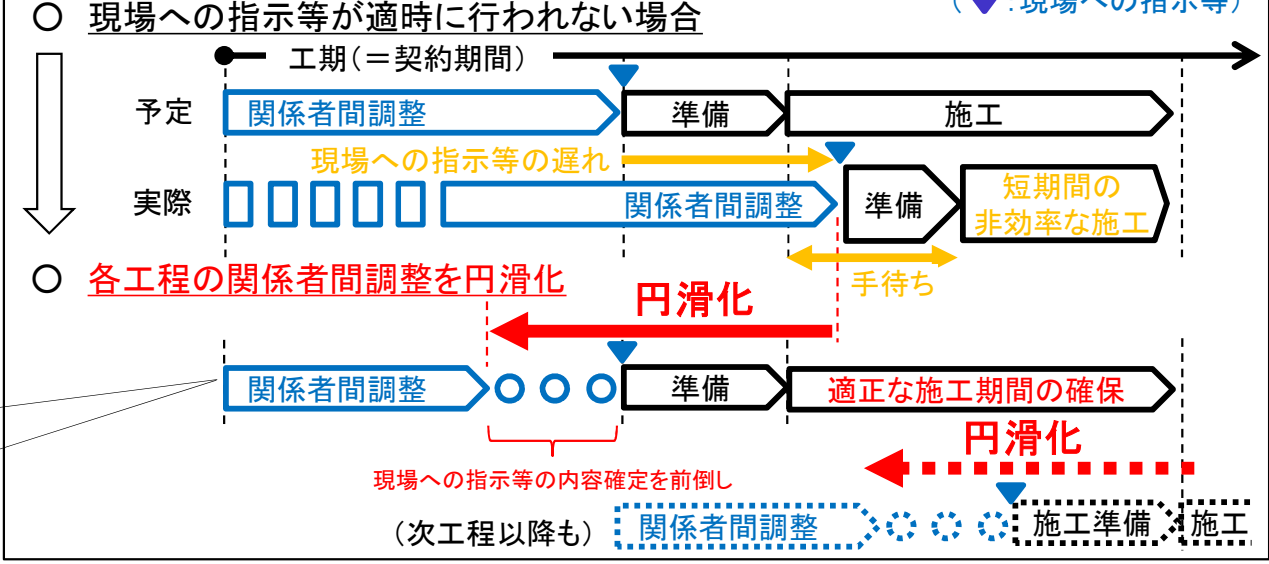
- ① 遅滞ない設計意図伝達※3**
  - ◇ 遅滞ない設計意図伝達を仕様書に明記
    - ・ 常に工事の工程を確認して業務を実施
    - ・ 検討、報告等の期限を遵守
- ② 納まり等の調整※4の効率化**
  - ◇ 各種ツールを活用した取組の促進
    - ・ 納まり等の調整用図面を作成する場合、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」※5を参照
    - ・ BIM活用促進
- ③ 情報共有や検討等の迅速化**
  - ◇ 関係者が一堂に会する会議の早期開催
    - ・ 工期の始期日以降速やかに開催
    - ・ 検討事項について、期限や担当を共有
  - ◇ 情報共有システムの活用促進

※3: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、材料・機材等の選定に関する検討・助言等、※4: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整、※5: (公社)日本建築士会連合会

## ■ 関係者間調整のイメージ ■



## ■ 円滑化のイメージ ■



## ■ 平準化のイメージ ■

